

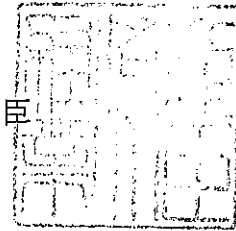
経済産業省

平成 16・10・21 原第 24 号

平成 17 年 6 月 27 日

原子力委員会委員長 殿

経済産業大臣



日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可  
について（諮問）

日本原燃株式会社代表取締役社長 児島 伊佐美から、平成 16 年 10 月 21 日付け再計発第 255 号（平成 16 年 12 月 27 日付け再計発第 313 号、平成 17 年 2 月 1 日付け再計発第 379 号及び平成 17 年 4 月 14 日付け再計発第 6 号をもって一部補正）をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第 44 条の 4 第 1 項の規定に基づき別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第 44 条の 4 第 5 項において準用する法第 44 条の 2 第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準に適合していると認められるので、法第 44 条の 4 第 5 項において準用する法第 44 条の 2 第 3 項の規定に基づき、当該基準の適用について貴委員会の意見を求めます。



核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第44条の4第5項において準用する法第44条の2第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合性について

本件申請に係る変更内容は、固体廃棄物の廃棄施設のうち、低レベル固体廃棄物貯蔵設備の第1低レベル廃棄物貯蔵系の最大保管廃棄能力を約8,500本（2000ドラム缶換算）から約13,500本（2000ドラム缶換算）に変更するものである。

1. 法第44条の2第1項第1号（平和利用）

本件申請については、

- 厳に平和利用に限り再処理事業を行う等、再処理の事業の目的を変更するものではないこと
- ウラン酸化物及びウラン・プルトニウム混合酸化物は、原子炉で燃料として利用する等平和の目的に限り利用するために、再処理役務契約に基づき契約先に返還する等、使用済燃料から分離された核燃料物質の処分の方法を変更するものではないこと
- 再処理の方法の概要及び再処理工程等を変更するものではないことから、本件の再処理施設が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められる。

2. 法第44条の2第1項第2号（計画的遂行）

本件申請については、

- これまでに発生した低レベル固体廃棄物の量を考慮し、第1低レベル廃棄物貯蔵系の最大保管廃棄能力を増強するものであり、「使用済燃料を再処理し回収されるプルトニウム、ウラン等を有効利用していくことを国の基本的考え方とする。」及び「民間事業者は、我が国に実用再処

理技術を定着させていくことができるよう、この我が国初の商業規模の再処理工場を着実に建設、運転していくことが期待される。」という我が国の原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画の方針に沿ったものであること

- 再処理を行う使用済燃料の種類及び再処理能力を変更するものではないこと

から、原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないものと認められる。

### 3. 法第44条の2第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本申請に係る変更は工事を伴わないことから、工事に係る資金は要しない。このことから、再処理事業を変更するために必要な経理的基礎については問題ないと認められる。